法制審家族法制部会中間試案の問題点とその背景 - 中華民国の戸籍法・民法と親教育に学ぶ -

高橋 史朗 (麗澤大学大学院客員教授・モラロジー道徳教育財団教授)

1 はじめに

戦後の民法・戸籍法上の「家」改廃の直接的な契機は、GHQ民政局による憲法第24条の導入にあった。同条の制定過程については、『歴史認識問題研究』第6号の拙稿を参照してほしい。戸籍法との関連で「家」制度の廃止過程を解明した法政大学の和田幹彦教授は、民法上の「家」の廃止は、我妻栄教授が主張された「起草委員の独自の発案」が貫徹された、あるいは、川島武宜教授が描写した「家」廃止の徹底を民政局が独自の方針として強く要求したという先行研究とは異なることを明らかにし、民政局と日本側起草委員の主たる関心は、民法上の「家」の改廃、これに連動する戸籍法上の身分登録機能中の「家」の改廃にのみ集中していたことを明らかにした(和田幹彦『家制度の廃止』信山社、平成22年)。同書には、ケイディス民政局次長、川島武宜東大名誉教授、来栖三郎東大名誉教授へのインタビューや、民法改正に関わるGHQ文書一覧も掲載されている。

同書によれば、憲法第24条の限られた選択範囲の中での改正の人的相関関係・力学関係は、(1)民政局、(2)起草委員、これに対抗した(3)保守派、それと対抗関係にあった(4)革新派が微妙な駆け引きを繰り返した結果、民政局の「家」廃止の希望を感知し、その影響を受けつつ、法的制度としての「家」の廃止を決定したが、その後、民政局が民法改正草案中の「家」類似要素の排除に再び影響力を行使し、国会は改正法案を無修正で成立させたという。

2 法制審家族法制部会「中間試案」の問題点

その後、民法改正は度々行われてきたが、法務省法制審家族法制部会は令和4年2月1日、親権者に必要な範囲で子供を戒めることを認める「懲戒権」を削除し、体罰禁止を明記した民法改正要綱案をまとめた。また、法務省法制審議会家族法制部会が今夏に中間試案として提案する方向で検討している制度(同部会第13回会議資料12、資料13)(注1)は、主として以下の問題点を含んでいる。

- ① 見せかけの共同親権制導入(=父母双方の合意を前提とする選択的共同親権創設) (資料13、23頁)
- ② 離婚後共同監護の禁止(=親権の要素から監護権を除外・離婚後単独親権制に代わる離婚後単独監護権制の創設)(資料13、23頁)
- ③ 監護実績に基づき監護者を指定する現行の裁判運用、及び監護権を剥奪した親か

ら親権を剥奪する現行の裁判運用の制度化 (= 「継続性の原則」の制度化) (資料 12、12頁)

- ④ 実子誘拐の合法化(=親権の要素から居所指定権を除外)(資料13、27頁)
- ⑤ 第三者による親子関係制限・断絶合法化(=「子の代理人」制度創設)(資料13、9頁)
- ⑥ 親権・監護権を剥奪された親から養育費を強制徴収するための「未成年子扶養請 求権」創設(資料12、2頁)
- ⑦ 婚姻中の単独親権制復活(=親権の最重要要素である監護権を婚姻中から単独で 父母の一方が獲得できることを制度化)(資料13、27頁)
- ⑧ 現に関係が断絶されている親子の救済措置の欠如

この制度が実現すれば、具体的には下記のような社会変化がもたらされると想像できる。 従来、婚姻中に子を一方の親が誘拐することで、その親が裁判所において監護者とし て指定され(継続性の原則)、離婚後には親権をもう一方の親から奪うことが可能であっ た^(注2)。

言い換えれば、実子誘拐により子を物理的に奪われた親は、親権・監護権を有していたとしても、事実上、親権・監護権を同時に奪われたと同じ法的取り扱いを裁判所等の公権力機関で受けることとなるため、実子誘拐を契機として、子との別居を強いられた親は、子と生き別れ状態に陥る実態があった。

この提案が法制化されると、このような実態が制度化されることとなる。ただし、従来は、婚姻中、父母の一方による実子誘拐を契機として、もう一方の親の親権が剥奪される仕組みであったが、この制度の実現後は、婚姻中、父母の一方による監護者指定申請を契機として、もう一方の親の親権が剥奪されることになる。

制度化後は、監護権に居所指定権が含まれることとなるため、婚姻中の子の父母の一方が監護者として裁判所からの指定を受ければ、監護者となった親が、子の居所指定権を剥奪されたもう一方の親の目の前で堂々と子を誘拐しても合法ということになる。

加えて、子と別居する親との関係が面会交流支援機関などにより恣意的に制限・断絶される現状があるが、この現状を追認し制度化する「子の代理人」制度が創設されることで、監護権を奪われた親は、子の養育に関われず、子と生き別れ状態となったとしても、その状態は合法であり、したがって救済されることはない。

すなわち、監護権をもう一方の親から奪うことができれば、誘拐などの行為をしなくとも父母の一方を婚姻中から合法的に子の養育から排斥することが可能になる。

また、監護者の指定において監護実績を重視することが制度化されることと、子の乳幼児期に女性である母親の監護割合が高くならざるを得ないこととを併せて考えれば、制度化後は、将来の親権・監護権争いで不利になることを防ごうと、母親が、子の乳幼児期に監護者指定を申請することが常態となるおそれがある。

一度、家庭内で監護者が母親と指定されてしまえば、父母の関係は完全に固定化される。 監護権を奪われた父親が子の養育に引き続き関わりたいと願えば、監護者として指定された母親の機嫌を損ねることを控え、絶対的な服従を強いられることになる。

一方で、監護権を奪われた父親に「未成年子扶養義務」が課せられることとなるため、 母親は、「未成年子扶養請求権」に基づき、父親に対し養育費を支払うよう命ずることが 可能となる。

つまり、婚姻中であっても、家庭内に性別に基づく差別構造が生まれ、夫と妻の関係は、支配と服従の関係に陥ることになる。そして、その関係は離婚後も継続する。

言い換えれば、離婚後か婚姻中かに関わらず、監護権を有する母親が監護権を剥奪された父親と子を管理する「家母長制」が事実上誕生するおそれがあり、「両性の平等」を謳う憲法第14条^(注3)の規定に違反する可能性がある。

3「子の利益」よりも「母親の利益」を優先

この制度提案が実現した折には、男性は子を養育するリスクを感じ、早晩、結婚を控えることになるであろう。これは、日本の「家族制度の崩壊」を意味する。

また、この制度提案により、子は父親との関係を制限ないし断絶されることが制度化されることになる。親子の関係を合理的理由なく制限ないし断絶させることは児童虐待であるとの指摘もあるように (24)、「子の利益」を侵害するおそれがある。これは、児童の権利条約第9条第1項及び第3項にも違反する (25)。

かかる制度提案は、「子の利益」を最優先に考慮するよう指示した法制審議会家族法制 部会への諮問趣旨^(注6)にも反している。

なお、部会の構成員には、「子の利益」よりも「母親の利益」を優先すると公言する者がおり^(注7)、この制度提案が「家母長制」導入を意図してなされているものと推認できる。加えて、この部会の構成員には、現役の裁判官や裁判所から判検交流制度^(注8)を利用し法務省職員となっている者や離婚訴訟などを扱う弁護士との利害関係者が含まれており、裁判所の利益や弁護士の利益などが優先されるおそれが高いとの指摘もなされている^(注9)。いずれにせよ、この制度提案が、「子の利益」を図るという観点でなされたものでないことは、この部会の構成員を見ても明らかである。

さらに、この制度提案を見ると、婚姻中の親権・監護権の制度設計についてまで提案 しており、「離婚に関連する問題」にのみ限定して諮問している審議対象から外れている。 以上より、法制審議会家族法制部会から提案される予定の制度提案は、法務大臣から

この制度提案を看過することは、日本の将来を担う子供達の利益を侵害し、その健全な成長を著しく妨げるだけでなく、戦後、現行憲法の下、「両性の平等」の観点から廃止した「家父長制」を、「家母長制」という形で復活させることを認めることになるおそれがある。

この時代錯誤の制度提案は、「子の利益」を最優先に考慮し「共同親権(共同監護)」を制度として導入している世界の趨勢に逆行するものでもある^(注10)。

4 民間法制審家族法制部会が代案を提示した理由 一諮問趣旨に反する委員の任命

の諮問内容及び諮問目的から大きく逸脱したものと結論せざるを得ない。

そこで、この民間法制審議会家族法制部会においては、この法務省法制審議会の制度 提案に含まれる懸念点を踏まえて審議した上で、真に「子の利益」になる制度の代案を提 案することにした次第である。両審議会家族法制部会の中間試案を比較(資料1参照)す ると、次のように整理できる。

資料 1 法務省法制審議会家族法制部会中間試案(予想)と民間法制審議会家族法制部会中間試案との比較

	法務省法制審議会家族法制部会案(予想)	民間法制審家族法制部会案					
離婚後の親権の在り方	例外共同親権制 ※父母双方の合意があった場合のみ共同親権 ※親権者と監護者(監護権・子の居所指定権)を分離	原則共同親権制 ※親権放棄規定(民法837条)の要件(やむを得ない事由) を満たす場合のみ単独親権					
婚姻中と離婚時の監護者指定	婚姻中、正常な夫婦でも裁判所による監護者指定が可能 離婚時、一方の親のみを強制的に監護者指定(単独監護制) ※裁判所は親の監護の状況等を考慮し監護者を指定	婚姻中も離婚後も監護者指定禁止(共同監護制)					
離婚時に親子交流等に関する 強制力のある取決め作成義務	なし	あり ※親子交流等についての取決めを記載した共同監護計画 を離婚届と共に提出(提出しないと離婚届不受理)					
親子交流の最低基準の規定	なし	を離増加と共に促血(促血しないと離増加个文性) あり ※ガイドライン(最低でも隔週の週末等)の法制化					
子の連れ去り(外国では誘拐罪)	監護者指定された親による子の連れ去りは合法	原則禁止 (配偶者暴力がある場合等は例外)					
父母別居後の親子交流	「子の代理人」と称する第三者の介入を許す場合のみ実施 ※「子の代理人」の指示に従わない場合は親子交流停止	第三者による介入なしの交流が原則 ※父母間で親子交流の日程を調整 ※子は父母双方と宿泊付きの交流(旅行も可)					
配偶者暴力の申立てがある場 合の親子交流の規定	なし	第三者(婦人相談所等)が提供する父母間の連絡調整・ 子の受渡しサーピスを利用しての交流					
児童虐待等が認定された親と 子の交流の規定	交流禁止	第三者(児童相談所)による監視付きの交流					
改正法施行時に親権が喪失し ている親の教済措置の規定	なし	親権回復を裁判所に申し立てることが可能					
ハーグ条約不遵守非難への対応	なし	n-f [*] 条約の趣旨に反する国内法の規定削除					

法務省に設置された法制審議会家族法制部会が令和4年8月に提出を予定している「中間試案」に対する代案を、筆者も委員として関与した民間法制審議会家族法制部会が同年5月31日にまとめて、自民党の高市政調会長に提出し、記者会見を行ったのは一体なぜか。

それは「対案」がないまま「中間試案」が出てしまうと、「中間試案」が答申となり、政府提出法案となることが事実上確定し、政府提出法案はほぼそのまま修正されることなく 国会で可決成立するのが通例となっているからである。

従って、家族制度を解体する法律の成立を阻止するためには、「中間試案」が法務省法制審議会から発表される前に、民間法制審議会を立ち上げ、そこで作成した「対案」を自民党に提出し、法務部会で審議していただく必要があったわけである。

資料2 裁判官と検察官の 人事交流

	判→検	検→判 (人)
平成20年	56	55
平成21年	47	50
平成22年	56	53
平成23年	60	58
平成24年	43	49
平成25年	57	57
平成26年	51	50
平成27年	56	54
平成28年	52	43
平成29年	58	55

⁽注) 各年度は12月31日現在、平成29 年度は12月1日現在である。

法務省法制審議会家族法制部会の委員には、法務省民事局長、最高裁事務総局家庭局長、法務省大臣官房審議官、東京家庭裁判所判事、同部会幹事には、内閣法制局参事官、法務省民事局参事官、最高裁事務総局家庭局第二課長などの裁判官(判事が検事に身分を変え行政官となる「判検交流制度」による行政出向者を含む)が多数含まれている(資料2参照)。

同部会委員には「子供の利益」よりも、「(成人)女性の利益」などを優先する者が多く含まれ、審議が歪められている。 例えば、福島瑞穂議員らと共闘する左派活動家の赤石千衣 子氏は、「私のミッションはひとり親の声を届けていくとい うことだと認識しております」と明言し、「安倍政権に女性たちからレッドカード」と書かれた横断幕を掲げて国会を包囲したデモ行進・集会に参加し発言している。

赤石氏をある女性議員が法務省に引き入れたことを立証する詳細な資料を入手していた安倍元首相は、同議員を呼び出し、「赤石氏は第4インターとの関係があるという情報がある。第4インターってどういうものか知ってるか。トロッキストだよ」と追及したという(注11)。

また、日本弁護士連合会副会長の原田直子弁護士は、「女性の側からの離婚事件を多く担当しているので、どちらかというと当事者的な発言になるかもしれません。・・・法規範は、(両親が)高葛藤で協議ができないケースの規範ともなるので、そのような事案に共同で養育せよと言っても難しい」(令和3年3月30日、第1回議事録)、「離婚から…非常に(両親間で)大きな葛藤がある場合に、子供のために冷静になれとか、あるいは子供のために親に徹しろと言われることはとても難しい」(同年4月27日、第2回議事録)と述べている。

さらに、私が平成18年5月に東京都男女平等参画審議会委員に就任(現在まで16年に及ぶ)した折に、上野千鶴子氏らとともに800名の反対署名を集める中心的役割を果たしたお茶の水女子大学の戒能民江名誉教授(ジェンダー法学会理事長・夫の戒能通厚氏は「九条科学者の会」呼びかけ人)も、「私はジェンダー法学研究なのですが、具体的にはDVを始めとする女性に対する暴力と法の関係について研究してまいりました。その立場から…発言したいと思います」(第1回議事録)と述べている。

5「判検交流制度」の驚くべき実態

法務省に出向している裁判官は97人(平成28年)もおり、その一人である金子修民事局長(当時は司法法制部長)が審議会委員の決定に大きな役割を果たしたために、前述した委員の他にも、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションと共同でインターネットモニター調査を行って大々的なキャンペーンを行った早稲田大学の棚村政行教授やジェンダー学者、裁判の利害関係者などが多数含まれているのである。

法務省の民事局の幹部はほぼ全員裁判官であり、民事局長、民事局参事官、同総務課長・民事第二課長・商事課長・民事法制管理官及び民事局付(16名)を含む22名に及んでいる。さらに、法務省大臣官房審議官・参事官・会計課長・法制部参事官・法制部付・刑事局付や人事擁護局長・同局付・訴訟局長・同訴訟企画課長・民事訟務課長・行政訟務課長・訟務支援管理官・訟務局参事官・同局付(17名)・法務総合研究所教官・法務局長・同訟務部長・同部付(21名)など97人の裁判官が法務省の要職についている。

さらに見過ごせないのは、外務省に出向している裁判官も12人おり、領事局政策課ハー グ条約室や総合外交政策局、北米局、国際法局、国連日本政府代表部、在ジュネーブ国 際機関日本政府代表部などの子供の連れ去り問題と直接的な関わりの深い部署の要職に ついており、アメリカ、中国、カナダ、オランダなどの日本国大使館書記官も含まれてい ることである。

ちなみに、米国務省は2018年5月、国際結婚破綻時の子供の連れ去りに関する年次報告で、離婚などで国境を越えて連れ去られた子供の取り扱いを定めたハーグ条約の「不履

行国」に日本を認定している。国連の「児童の権利委員会」も2019年2月、日本政府に対し、 外国籍の親も含め、離婚後の共同養育を認める法改正や別居親との接触を続ける方策を 実現するよう勧告した。

『我、国連でかく戦へり』の著者である藤木俊一氏によれば、この国連勧告に対応している外務省の担当官に、前述した要職についている裁判官がいるために対応が遅れ、国際的な「子供の拉致国家・日本」という非難を浴びているのである。

このような「判検交流制度」によって行政に入り込んだ裁判官が令和2年12月1日現在で159名(資料3参照)おり、これにメスを入れ、著しい「三権分立」違反の構造を断ち切らない限り、子供の連れ去り問題の根本的解決はできない。ちなみに、「三権分立」とは、力の濫用を防ぎ、国民の政治的自由を保障するため、国家権力を立法・司法・行政の相互に独立する3機関に委ねようとする原理(広辞苑第7版)である。

判検交流は戦後、専門家の不足を補う目的で始められたものであるが、司法と行政の 双方が法曹利権を濫用する事態が生じており、これを問題視していた安倍元首相は、「こんなことをやってるんだったら判検交流を止めるぞと法務省に言いましょう」と明言していた(注12)。

資料3 裁判官から検事の身分に転官して国の行政機関で勤務している者の数と法務省本省における役職

		ŀ	H28.12.1現在		12/1/2017		12/1/2018		12/1/2019		12/1/2020	
省庁名		数	官職名	数	官職名	数	官職名	数	官職名	数	官職名	
						1	政策立案総括審議官	7		1	政策立案総括審議官	
	大臣官房	2	審議官	3	審議官	2	審議官	2	審議官	2	審議官	
		3	参事官	3	参事官	3	参事官	3	参事官	3	参事官	
		1	会計課長			1	国際課長	1	会計課長			
								1	大臣官房付			
						1	国際課付	1	国際課付	1	国際課付	
	大臣官房司法法制部	1	司法法制課長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
		1	参事官	1	参事官	1	参事官	1	参事官	1	参事官	
		3	部付	3	部付	3	部付	3	部付	3	部付	
		1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	
法務省	民事局	1	総務課長	1	総務課長	1	総務課長	1	総務課長	1	総務課長	
		1	民事第二課長	1	民事第二課長	1	民事第二課長	1	民事第二課長	1	民事第二課長	
		1	商事課長	1	商事課長	1	商事課長	1	商事課長			
		1	民事法制管理官	1	民事法制管理官	1	民事法制管理官	1	民事法制管理官	1	民事法制管理官	
		5	参事官	5	参事官	6	参事官	6	参事官	7	参事官	
		16	局付	16	局付	18	局付	21	局付	20	局付	
	刑事局	2	局付	2	局付	2	局付	2	局付	2	局付	
	人権擁護局	1	局長									
		1	局付	1	局付	1	局付	1	局付	1	局付	
	訴訟局	1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	
		1	訟務企画課長	1	訟務企画課長	1	訟務企画課長	1	訟務企画課長	1	訟務企画課長	
		1	民事訟務課長	1	民事訟務課長			1	民事訟務課長	1	民事訟務課長	
		1	行政訟務課長	1	行政訟務課長	1	行政訟務課長	1	行政訟務課長	1	行政訟務課長	
		1	訟務支援管理官	1	訟務支援管理官	1	訟務支援管理官					
		2	参事官	2	参事官	1	参事官	1	参事官	1	参事官	
		17	局付	17	局付	17	局付	18	局付	18	局付	
	その他(本省以外)	34		35		37		35		37		
法務省以外	\	45		47		50		52		53		
計		144		146		154		158		159		

出典 最高裁判所提供資料 (2021年4月13日) に基づき,嘉田由紀子事務所で作成

令和3年4月20日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

6 自民党法務部会PTの提言

6月21日、自民党法務部会「家族法制のあり方検討プロジェクトチーム」は民間法制審 家族法制部会の対案を踏まえた以下の提言(要旨)をまとめ、古川法相に手交した。

- (1) ハーグ条約及び児童の権利条約との整合性を確保する観点から、国内の法制度についての再検討を行うべきである。
- (2) 離婚後共同親権(監護権を含む)制度を導入すべきである。
- (3) 父母の監護割合や養育費、親子交流などについて定める「共同養育計画」の作成や「離婚後養育講座」の受講など、必要な事項について、一定の責務を課すべきである。
- (4) 配偶者暴力や児童虐待などのケースについて、子を真ん中に置き、安心・安全の 観点から、丁寧に対応する規律を設けるべきである。
- (5) 法改正前に両親が離婚している場合、一定の場合に離婚に伴い親権を喪失した父母の親権の回復を認めるなど、子のための救済措置を講ずるべきである。

6月7日の自民党法務部会に私も出席したが、青山繁晴議員や杉田水脈議員からなぜ慰安婦問題の関係者が法制審委員に選ばれているのかなどの質問があった。櫻井よしこ氏が産経新聞の1面の連載コラムで繰り返し問題視した赤石千衣子同部会委員が副代表の反貧困ネットワークと全国女性シェルターネット・日本キリスト教婦人矯風会(韓国の挺対協と連携)の事務所は同一であった事実が、慰安婦問題と子供連れ去り問題の関係性を立証している。今後の焦点は、自民党法務部会提言と法務省法制審「中間試案」をめぐる議論に移ることになる。

7 中華民国の戸籍法

ところで、台湾の戸籍法は、1931年12月に初めて制定され、その後中国本土国民政府時代に2度、国民政府が台湾に移ってから5度にわたり修正が行われた。日本の戸籍制度に類似した小口調査簿が採用されていたが、日本が敗戦し降伏式典を行った1945年10月5日より台湾において中華民国戸籍法が施行されていた。2000年7月5日に最終修正が行われ現在に至っている。

台湾では戸籍登記として、戸籍が国民一人一人の身分関係を公証する帳簿(公正証書) として登記編成される。登記の種別と内容は次の通りである。

- A. 身分登記一出生、認知、養子縁組及び離縁、結婚及び離婚、後見、死亡及び死亡 宣言
- B. 遷徒(転籍)登記一遷入(転入)、選出(転出)、住所変更

この転籍登記は、単に現住所の変更による登記であり、日本のような婚姻などに伴う 新戸籍の編成とは異なるものである。また、台湾には日本でいう「本籍」という概念は特 に定めておらず、これに対比するものは「出生地」にあたる。

登記の申請は、当事者が所在地を管轄する戸政事務所に対して、事件(登記内容)発生またはその確定後30日以内に行う必要がある。結婚・離婚登記は当事者双方の姓名、出生年月日、等々をもって行う。通常、結婚後に夫婦が同姓となることはなく、当事者の希望で夫婦一体とした姓にする場合は、新しい姓は戸籍名簿に登記しなければならない。

「戸口調査」は、通常毎年年末1回実施され、「国民身分証」は戸籍法により、国民総背番号制度が規定されている。戸籍登記をすでに実施した区域では国民身分証と戸口名簿

を作成交付しなければならず、満14歳以上のすべての国民に発行され、常時携帯していなければならない。

記載内容は、本人の顔写真とともに、姓名、生年月日、発行地、発行年月日と身分証番号=出生地を示すアルファベット(A-Zの26区分)と男女別の区分数字(1は男、2は女)、さらに、計8桁の数字で成り立っている。出生時に全国民に付与され、生涯変更されることはない。(注13)

8 中華民国の民法

中華民国は2000年から2012年までの人口千人当たりの離婚件数は2.6で、韓国の2.3、中国の2.0、日本の1.9を上回っていた。1996年から2015年までに民法は16回も改正され、民法の改正により結婚と家庭における性別関係が見直された。さらに、親権において、「父親優先の原則」から「子供の最善の利益重視の原則」へと移行した。

1996年の民法改正に伴って、離婚後の親権は親の片方か、共同親権に移行した。(注14) 2015年の統計によれば、離婚後に未成年者の子供の親権を①父親が持つのが43%、②母親が持つのが37%、③共同親権は20%であった。10年前と比べると、①は7,6%下がり、父親と母親の差も12%から半減したが、共同親権の割合は9.2%も増えた。

20年以上前に「共同親権」を導入している中華民国の法務省は2014年に、後述する「民法第1055条に基づく未成年者の親権を決定または修正する原則」を提出した。それは裁判所が親権を審査する時に、基準として参考にするものである。親権の適任者の判断基準は以下の原則に沿って決める。

- (1) 子供の年齢:幼い子の親権を母親に決める原則
- (2) 子供の意思:子供の意思を尊重する原則

家事事件審理細則の第107条2項は、7歳以上の未成年者の場合、親権者を決める前に、子供の意見を聞くべきだとしている。ただし、聞けない、または、子供の健康に危害を与える場合、制限の対象とはならない。子供の意思は他人の影響を受けやすく、変化もしやすいので、子供の年齢、性別、心身の成長をしっかりと把握する必要がある。

(3) 子供の適応:現状維持原則

生活環境又は保護者の頻繁な変化は、未成年の子供を不安定な状態に置き、精神的 負担を与える。子供の健全な成長を確保するためには、親や保護者と未成年の子供 との関係を途切れることなく、継続する必要があるので、子供の今までの世話に注 意を払い、親とのつながりを考慮し、未成年の子供の現在の状況を考えて、親権者 を決める。

(4) 子供の人数:兄弟姉妹一緒に暮らす原則 幼い子供が複数いる場合、兄弟姉妹が一緒に暮らせるように、同じ親に親権を指定

切い子供が複数いる場合、兄弟姉妹が一緒に暮らせるように、向し親に親権を指定する原則である。しかし、子供たちが一定の年齢に達すると、本人の意思によって、同じ親の元に一緒に暮らさないケースもある。

両親との交流は、愛情、導き、交流、躾を通じて、子供の心理的、物質的な需要を満足させ続けるものであるとされる。新しい生活環境に慣れるのに役立ち、離れた親との

生活の混乱を防げる。そこでは、父母が共同で子供に対して親権を持ち、安全かつ思いやりのある生活環境を提供するのが、子供にとって最善の利益であるとされているのである。政府が共同親権のメリットを謳うとともに、現実にも確かに共同親権の割合が増加している。

2012年のデータによれば、協議によって親権を決める時、父親が親権を持つ比率が高くなっている。それは、子供の親権を請求しない母親が増えてきたからである。40歳未満の若い母親は、離婚する際、自分の生活の基盤をまず確保し、それから親権や面会交流について考えるという傾向が見られる。子供より自分を優先し、子供に対する責任と義務は夫婦平等に担うべきという考え方が広がり、自分が子供の唯一の養育者であると考えなくなったためである。離婚後の親権に対する意識の違いが、母親の年齢によって変化してきたのである。

2017年に中華民国で行われたインタビュー調査によれば、「共同親権は子供に最善」を支持する理由は以下の通りである。

- ●単独親権は人間性に違反していると思う。子供にはお母さんとお父さんの両方が必要だ。
- ●12年間共同親権をやってきたが、やはり子供に対していいと思う。子供の成長には、 お父さんとお母さんの両方とも必要なのである。

中華民国で共同親権が一定割合あるのは、親の認識として共同親権が「子供の最善の利益」である、という考え方が広まりつつあるからといえる。同国では、未成年子の養育費について取り決めをしなくても協議離婚ができるが、離婚後の面会交流はよく実施されており、養育費が支払われている割合は、日韓両国よりも多い。協議での共同親権の割合が韓国よりも高く、共同養育に対する意識が高いことが調査によって明らかになった。子供の意見を取り入れる割合も韓国より高く、協議離婚では面会交流への制度的強制力はないが、両親による「子供の最善の利益」への配慮が反映されているようである。

共同親権の経験者からは、離婚後にも両親共に子育てに参与することによってそれぞれが安心感を持つことができる。また、親としての責任を果たすことは親として大事なことである。未成年の子供は両親との交流によって、健全に育つことができるという意見が多かった。「共同親権が子供の最善の利益」という考え方に賛成する理由は、①親が安心できる②親としての責任③子供が健全に育つ、にまとめられる。

中華民国民法で注目されるのは、第1084条に「子女は父母に孝行しなければならない。 父母は未成年の子女に対して保護、教育、養育の権利、義務を有する」と明記されている ことである。

また、第1055条1項において、未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は、夫婦の協議により、一方又は双方が共同してこれに任じ、協議不成立の時は、裁判所が夫婦の一方、主管機関、社会福祉団体、その他利害関係者の請求によるか、職権により決定することができる、としている。

さらに、裁判所は、協議内容が子に不利である場合(同2項)、権利と義務を行使又は 負担する当事者の一方が、養育を保護する義務を果たせなかった場合、又は未成年の子 に不利益をもたらした場合(同3項)、に協議を改めたり、義務の内容及び方法を決定す ることができる(同4項)。さらに、未成年の子と親との面会交渉の方法及び期間を決定 し、又面接交渉が子の利益を妨害する時には、変更することができる(同5項)。 2013年12月11日の法改正により、1055条の1は、裁判離婚の際の子の監護、子の保護、教養の義務、面接交渉などに関して、「子の最良の利益に従い、一切の事情を斟酌しなければならず、特に次に掲げる事項に注意しなければならない」として、7つの事項を挙げている。その6号が、「父母の一方が他方の未成年の子に対する権利義務を行使し、負担する行為を妨害しているか否か」であり、「善意父母原則」、いわゆるフレンドリーペアレント・ルールを意味している。

父母が子供を奪い合うことがあり、時には、訴訟前や訴訟中に子供を隠したり、海外へ連れ去ったり、子供の所在を告げないなどの不当な行為が行われることがある。これによって子供と生活を共にする機会を得ることができ、親権者を定める場合の「継続性の原則」を満たそうとすることもある。そこで6号の規定を新たに設け、現状維持原則を背景にした子供の連れ去りなどの不当行為を防止するために「善意父母原則」が導入され、裁判所に父母のどちらが善意(友好的)であるかを斟酌・評価させ、これを親権の帰属の判断根拠の一つとした。面会交流の妨害なども、同原則の導入により、親権者変更の申し立て理由になる。(注15)

新北地方法院でのヒアリング調査によれば、善意父母原則は、和解や調停にも適用される。この原則には2つの側面がある。1つは、消極的な悪意の行為であり、父母の一方が、未成年の子に対する相手方の権利義務の行使・負担を妨げる行為をする場合であり、例えば、相手方と子との交流を妨げるような親は親権者(監護者)にしないという方向で機能する。

もう一つは、積極的な善意の行為であり、積極的に子と相手方との交流を促進する親を親権者にするという方向で機能する。調停で、母を親権者にすることに当事者が合意していても、母が父と子の交流を妨げる可能性が高い場合に、その合意に裁判所が介入できるかどうかが問題となっている。

ちなみに、新北地方法院でソーシャルワーカーに親教育してもらう時には、善意父母原則についての教育も含まれる。「協力的親権」といい、離婚後も父母が協力して子供のために養育に当たっていくという原則を教育している(二宮周平「台湾における家事事件の合意解決(2・完)『戸籍時報』756号、2017、15頁)。

また、1055条の1の1項7号に「各民族集団の伝統的習俗、文化および価値観」が加えられた。さらに1項の本文が「裁判所が前条の裁判を為すときは、子の最善の利益に従い、一切の情状を斟酌しなければならず、特に次に掲げる事項に注意しなければならない」とされ、以下の第2項が新設された。

「前項の子の最善の利益の斟酌について、裁判所は、ソーシャルワーカーの訪問報告または家事調査官の調査報告を参考にすることができ、また嘱託により警察機関、税務機関、金融機関、学校その他の関係機関・団体又は関連専門知識を有する適当な者が特定の事項について調査を行った結果に基づき、これを特定することができる」(注16)

1996年に改正された民法第1055条と2012年に実行された家事事件法第23条、第24条によれば、中華民国で離婚した後、子供の親権者として定めるためには、次の三つの方法がある。

(1) 協議:話し合いで親権者を決める。または離婚協議相談において専門家の意見により、親権者、面会交流、養育者などについて話し合う。

- (2) 裁判:協議ができない場合、提訴して裁判官が決める。家事事件法に依って、裁判の前に、家事調整を行う。調停の段階で合意に達した場合、その結果の効力は裁判に準ずる。
- (3) 親権の改定:一度親権が決まった後で、もしその親権者が不適任であることがわかれば、相手との協議によって、親権を改定できる。不適任とは、子供の虐待、面会交流の拒否、重病にかかるなどの場合である。もし合意に達しない場合、裁判によって改定を求めることができる。

家事事件法で新たに設けられた履行勧告の一態様として、促談会議という再協議の場があり、裁判官、カウンセラーやソーシャルワーカーの資格のある調停委員、当事者が集まって、なぜ履行ができないのかについて原因を話し合い、履行に関する新たな合意を促し、債務者が自ら進んで履行できるようにしたのである。(注17)

なお、中華民国は国際的な子の奪取の民事的側面に関するハーグ条約を批准する資格がないが、案件は、通常の家事法廷で対応する。子の引き渡しを命ずる外国の判決は自動承認されるので、外国の判決の執行については問題が生じることはないという。

ちなみに、韓国の離婚後の親権制度の特徴は、共同親権・共同養育を選択できること、 日本とは異なる協議離婚手続のもと、手続の過程に家庭法院が積極的に関与することが 挙げられる。(注18)

9 中華民国の親教育

児童福祉連盟が2020年に実施した小学生調査によれば、親が離婚か別居している子供は17.45%で、その中で、離婚後の関係が険悪、あるいはお互いに連絡を取ろうとしない親は56.49%を占めている。しかし、44.23%の子供が両親がいい関係を築くことを期待しており、42.31%の子供が両親が自分と一緒に過ごす時間をもっと増やすことを望んでいることが明らかになった。

また、同連盟が2017年に実施した「両親が離婚した子供のジレンマと親権に関する現 状調査報告」によれば、両親の離婚によって、子供たちが以下の三つの場面に直面するこ とがわかった。

(1) どちらかを選ばされる子供

26%の子供が片方の親の悪口を聞かされ、21%の親は、子供と相手が連絡を取ることを嫌がる。13%の子供が片方の親との面会交流を断絶された。12%の子供は片方の親から連れ去られ、それによって、38%の子供は親の離婚後に片方の親とほとんど会えなくなってしまっている。

- (2) 親の怒りに巻き込まれる子供 離婚の43%に争いや喧嘩が伴うために、10%の子供が親の八つ当たりの対象となっている。
- (3) 親の伝言役になる子供 43%の夫婦は、離婚後に直接連絡を取り合わなくなった。28%は言葉さえ交わさず、 交際を絶った。そのため、59%の子供は両親の間で伝言役を強いられている。

こうしたジレンマは子供の成長にとって決して望ましいものではない。そこで、「親としての教育」の必要性が高まり、「親教育」の取り組みが始まった。新北地方では全離婚の約87%が協議離婚で、親権者、養育費、面会交流について定めなくても協議離婚ができる。家事調停、和解、審判に進めば、子供の利益を尊重した解決を志向できるが、協議離婚では当事者がこれらの事項について合意することが、当事者の任意に委ねられている。

そこで、義務的な親教育に関する国家科学委員会からの委託研究が始まっている。親教育を受けたことを協議離婚の要件とするもので、父母が親教育を受けることで、親権者の定め、面会交流などの協議と合意形成を可能にすることを狙っている。

親教育は、未成年の子の最善の利益を守るために、親の衝突によって生じうる子の心理上・行動上の問題を直視するよう親に教えるものである。親教育を通じて、離婚に面した夫婦に親として持つべき能力を回復させる一方、子が親の離婚によって生じる様々な困難を克服できるよう手助けすることができる。調停前における親に対する心理教育は、親の葛藤により子が傷つかないようにするための有効策として期待されている。

家事事件法においては、強制的に親に親教育を受けさせることができる旨の規定はなく、家事事件審理細則15条1項に次のように規定されているにとどまる。すなわち、裁判所は、未成年の子に関わる家事調停、家事訴訟又は家事非訟事件を処理する際、関連資源を凍結させて、未成年の子の父母、後見人又は子の世話に協力する他の関係者に対して、無料の親教育、親相談又は親カウンセリングを受けるよう通知することができる。参加者が自ら費用を支払う意思を表明した時は、有料の資源に関する参考資料を提供し、当該参加者の選択・参加に供することもできる。

また、同条2項によれば、親教育、親相談又は親カウンセリングに対する父母、後見人又は関係者の参加状況は、裁判者が関係家事事件を処理するにあたっての参考とすることができる。同34条によれば、裁判官は、家事調査官に対し、親教育又は親子関係相談の必要性について評価を行い、報告を提出するよう命じることができる。さらに、同166条によれば、裁判所は、履行勧告手続きを行う必要があると認める時は、家事調査官などに対し、親教育又は親子関係相談の必要性を調査し報告を提出するように命じることができる。

これらの家事事件審理細則の規定により、裁判所は、未成年の子に関わる家事事件を 処理する際、職権又は申し立てによって、父母、後見人又は子の世話に協力する他の関 係者に対して、親教育、親相談又は親カウンセリングを受けるよう通知することができ、 そして、裁判所が親教育を受けるよう通知した場合、これを受講したか否かは、裁判所 が家事事件を処理するにあたっての参考にすることができる。

裁判官は、個別のケースにおいて、親に親教育を受けさせる必要があると認める場合、 直ちに職権で親教育の受講を手配するか、または親に親教育を受けさせる必要性の有無 について家事調査官に評価報告を提出してもらった上で、親教育の受講を手配するかど うかを判断する。例えば、片親疎外、高度の葛藤・敵対、相手方と子との面会交流の拒絶、 家庭内暴力、ジェンダー平等観念の欠如といった場合には、親教育を受けさせる必要が あるものと認められる。

しかし、裁判官が親に親教育を受けるよう通知したとしても、法律上これに強制性を

認める規定はないため、親教育への参加を拒む親も中にはいる。ただ、親教育の受講の有無は、フレンドリーペアレントか否かや親権者となるに適した者か否かを評価するに当たって考慮する要素の一つとなる。そのため、親教育への参加を拒む親は、フレンドリーペアレントではないものと評価されて、親権の争いに関して不利な影響が生じる可能性がある。

台湾本島の地方裁判所では、すべて定期的に親教育が実施されている。また、都市部、地方、原住民の居住地、客家族の居住地など、それぞれの地域に応じて文化や生活習慣も異なるため、授業の内容や時間も、それぞれの地域・住民のニーズに合わせて適応した形となるよう工夫されている。通常、都市部における授業時間は長く、地方における授業時間は短く設計されている。

なお、司法院少年家事庁では、家事事件を扱う裁判官の参考に供するために、2018年5月、各地方裁判所の家事事件サービスセンターにおける2017年・2018年の親教育の実施状況(講座形態、講師の資格、開催時間など)に関する統計を作成している。(注19)

親教育は講義とグループディスカッションで行われ、次のような内容の「親のためのハンドブック」も配布されている。

- (1) 離婚家庭における子の権利(子の最善の利益の原則)
- (2) 高葛藤の離婚が子に与える心の傷
- (3) 子供が親の離婚葛藤に直面した時に生じ得る心理上の問題、対応や選択、これに対して親がどのように手助けすることができるか
- (4) 親が離婚の暗い影から抜け出す方法
- (5) 子供が親の離婚に直面した際に生ずる心理的ニーズや、子の世話に関する計画表
- (6) 離婚後に新たな恋愛を始めようとする親が子供の気持ちに配慮するための具体的な方法
- (7) 子供が親の別れを乗り越えるための親による手助けの方法
- (8) 親の離婚を経験した子が他の子に伝えたい、親の離婚に適応するための秘訣
- (9) 子供のために専門家の協力を仰ぐべき時機
- (10) 子供に有益な事項のチェックリスト (「離婚が子のせいでないことを何度も伝えたか」「子の前で元配偶者の悪口を言っていないか」「子の前で元配偶者とけんかしていないか」「子の前で元配偶者の教育方式を肯定しているか」「子と元配偶者が似ているところを見つけた時に悲しんだりしていないか」など)(注20)

10 おわりに

7月19日、法制審家族法制部会は離婚後も父母双方が親権者となる「共同親権」を選べる案を8月末にまとめる中間試案に盛り込む方針を決め、論点を整理したたたき台が示された。まず、親子関係の基本的な規律について、父母双方が子供の養育の義務を負い、子供の最善の利益を考慮しなければならないことを明確化し、その上で離婚後の親権者をめぐっては、「共同親権」か「単独親権」を選べる案と「単独親権」を維持する案が併記され、親子の実情に応じて、選択できる案を示した。

また、子供の養育費や離れて暮らす親子が定期的に会う「面会交流」などについても考

え方が示され、養育費などの必要な取り決めをしなければ原則離婚できないとする案と、 それを要件とはせずに従来の制度を維持し、取り決めを促す方策を引き続き部会で検討 していくとする案が盛り込まれた。さらに、父母の協議が整わないまま離婚したり、別居 状態になったりして、養育費の不払いが問題になった場合の措置を新設する案も明記さ れた。

「親権」には、未成年の子の身の回りの世話(監護)と教育をする「身上監護権」と、子の財産を管理して契約行為などを代理する「財産管理権」があるとされるが、今の民法では、父母が婚姻中は双方が親権を持つが、離婚後は一方に決めなければならない。

法務省調査によれば、単独親権のみを採用しているのは、日本、インド、トルコだけで、欧米の多くは制度設計の違いはあるものの離婚後の共同親権を可能にしており、「単独親権は子の奪い合いを招く」「離婚後も両親が養育に責任を持つべきだ」として、共同親権の導入を求める声が大きくなっている。

一方、共同親権を導入しても父母の関係が悪ければ、協力して意思決定を行うことは難しく、DV (家庭内暴力) や児童虐待を危惧して単独親権の維持を求める声もあるため、両論併記にしたが、親権者とは別に、子供の身の回りの世話をする「監護者」の規定を置くことも検討されており、親権者同士の意見対立があった場合、監護者が親権を行使する案や、どちらが行使するかを家庭裁判所が決める案なども盛り込まれる見通しである。

不払いが問題となっている養育費についても、支払いを拒否する相手方の供与差し押さえが容易になる方策などが議論されている。厚生労働省の調査によれば、養育費の取り決め率は母子家庭で約43%にとどまり、養育費を受け取ったことがない母子家庭は56%に上るという。

「単独親権」の場合、決定にあたってもう一方の親の同意が必要ないため、スムーズに 意思決定できるというメリットがあるが、親権を持たない親が子育てに関わりづらく、子 供との交流が断たれたり、親としての責任感が希薄になり、養育費の支払いが滞ったり するなどのデメリットがある。

一方、「共同親権」の場合、離婚した後も父母の双方が子供の成長に関われるというメリットがあるが、合意に時間がかかり子供が板挟みになる可能性や、DVや虐待などの恐れがあるケースでは子供の安全を守れないと懸念する指摘もある。

「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の武田典久代表は、「離婚後も子供の養育に責任を持つことを明らかにする意味でも、共同親権を認めることが必要だ。法律で責任を明確にすることで養育費の支払いや面会交流の状況も改善していくと思う。『離婚は親子の別れ』ではなく『離婚後も子供の成長に責任を持つ』という新しい価値観に対応し、子供の利益につながるような法改正に期待したい」という(注21)が、同感である。

最後に、本稿を脱稿後、藤木俊一氏^(注22)より、民間法制審家族法部会の中間試案に対する所感が寄せられたので、その要点を付記しておきたい。

- (1) 台湾の家族法・民法に関する解説の中で、「共同親権」と「共同監護」が混用されているのではないか。日本の親権と台湾の監護権の違い、並びに親権と監護権の定義の違いを明確にする必要がある。
- (2) 戸籍崩壊の蟻の一穴にならないように対処を考慮すべきである。
- (3) 子供の心身に大きな負荷を与える離婚は児童虐待である、という観点を入れるべ

きである。

- (4) 実子誘拐は裁判官と弁護士の利益のために起きていることであり、離婚後の親権問題に関連付けるのは無理があり、親権と実子誘拐問題は分けて議論すべきである。
- (5) 諸外国からの非難は、実子誘拐と面会交流をさせない日本の法の運用にあり、親権問題は面会できないために派生した議論に過ぎない。
- (6) 当事者の一方的な主張に偏り、離婚後共同親権に関しての「負の面の議論を一切 行っていない」所に大きな問題があり、公平性を欠いている。
- (7) 親権・監護権の分属の上での役割分担が明確な「分担監護」を行えば解決する。子供の成長に責任を持つ主体としての責任や権利を失ったとしても、監護を分担することはできる。双方に監護権を付与すれば連れ去り、引き離し、親子断絶は起こらず、ハーグ条約に関する問題も解決する。
- (8) 共同親権は、離婚・再婚を繰り返す人の法的親子関係を複雑化し、子に対する責任と義務を果たす主体の存在を消滅させることになる可能性が大きい。
- (9) 国費や自治体からの税金の投入は慎重にすべきである。税金を投入すると「利権」となり、離婚弁護士、連れ去り弁護士などが形を変えて暗躍する可能性がある。「親教育」を義務付ける方が前向きである。
- (10) 実子誘拐され片親とその親族、学校等の友人・先生等の人間関係を遮断することの子供に与える影響と、それを維持することの比較検討をしてほしい。
- (11) 警察に予算を分配し、DV調査課を創設し、子供の受け渡しを警察の特別部署で行 えばよい。
- (12) 「児童の最善の利益」の定義を明確化すべきだ。抽象的な内容では更なる葛藤に発展する可能性がある。

重要な指摘と思われるので、これらの論点にも留意しつつ論議をさらに深めたい。中華民国の民法については先行研究を参考にしたが、「親権」「監護権」の定義について精査する必要がある。また、7月末の自民党法務部会、8月末の法制審家族法制部会「中間試案」を踏まえて、どのようなパブリックコメントが寄せられるかにも注目したい。「親権」や「監護権」などの定義を明確にした上で、十分に論議を尽くす必要がある。

民間法制審議会家族法制部会「中間報告」について説明してご理解いただき、「判検交流制度」にメスを入れる決断をされた直後に、安倍元首相が暗殺されたことは痛恨の極みである。昭恵夫人が葬儀挨拶で、父の安倍晋太郎氏が同じ67歳で亡くなった折に、安倍元首相が書いた手記を紹介し、その中で吉田松陰が処刑前に獄中で松下村塾の門弟のために著した遺書である『留魂録』の冒頭の辞世の句「身はたとひ武蔵の野辺に朽ぬとも留置かまし大和魂」を引用したことに触れ、「種をいっぱいまいているので、それが芽吹くでしょう」と締めくくられたことを肝に銘じたい。

2年前に山縣有朋の別荘であった椿山荘で開催された「創成日本」という保守系議員の会で、安倍元首相は山縣有朋が「畳の上で死なずに国事に奔走する中で暗殺された伊藤博文が羨ましい」と語ったエピソードを紹介した、という。政治家としての覚悟がうかがわれるが、安倍元首相の遺志を受け継ぎたい。

歴史教科書問題や歴史戦などをめぐって、中川昭一議員や安倍元首相と永田町のホテ

ルで熱い論議を積み重ねた当時が、なつかしく思い出される。安倍元首相は平成24年に結成された超党派の親学推進議員連盟の会長であったため、直接お話しする機会も少なくなかったが、親学に対する不当なマスコミのレッテル張りによって、私が親学推進協会理事長を辞任し、親学批判を甘受した本当の理由について、関係者に迷惑がかかるため安倍首相に直接説明できなかったことが、唯一の心残りである。機が熟すれば、いずれ真相を明らかにしたいと思っている。

「『統一教会』が自民党の議員に命令して『こども家庭庁』に変更させた」という明石市 長のツイートが拡散されているが、その根拠は一体何か。「こども家庭庁」にすべきだと 発言した複数の自民党議員に確認したが、そのような事実は全くない。

最後に、法制審家族法制部会審議の中で、法務省が留保した「親責任」を明確にする必要があり、「親責任」を果たせるように導く「親教育」プログラムも必要不可欠であり、諸外国に学ぶ必要があることを強調しておきたい。

注

- (1) https://www.moj.go.jp/content/001370938.pdf https://www.moj.go.jp/content/001370938.pdf
- (2) 池田良子著「実子誘拐ビジネスの闇」(2021年・飛鳥新社)、拙稿「実子誘拐・共同養育・共同親権問題に関する一考察」『歴史認識問題研究』第7号、2020年)
- $(3) \quad \underline{https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm$
- (4) https://note.com/id_sugar_salt/n/nbaa783dfc2fa
- (5) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html
- (6) 法務大臣記者会見「父母の離婚に伴う子の養育の在り方等に関する家族法制の検討は、現下の社会情勢において喫緊の課題であると考えております。また、国民の家族生活、あるいは父母の離婚を経験したお子さんの成長に与える影響が大きい、大変重要なものと考えております。今回、法制審議会に諮問することを決定したわけですが、法制審議会におきましては、今回の諮問に基づきまして、離婚に関連する幅広いテーマについて御検討されるものと考えております。その中で、子どもに影響が生ずる課題については、子どもの最善の利益を図るというチルドレン・ファーストの観点から、実態に即した検討がなされることを期待しております」(https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00161.html)
- (7) <令和3年3月30日 第1回法制審家族法制部会議事録抜粋>
 - ○赤石千衣子構成員:認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむで理事長をしております。…<u>私のミッションはひとり親の声を届けていくということだと認識しております。</u>…養育費については喫緊の課題でございます。ですので、家族法制の中で一緒に議論するというよりは、優先的に議論していくべき。…戒能先生がおっしゃったように、DV被害というのを例外でなく取り扱うと、家族法の中できちんとそこを峻別するということがとても大事だと思っております。私はひとり親の声を届けるというのが責務です。

なお、赤石千衣子氏が副代表の反貧困ネットワークと大津恵子氏が理事の全国女性シェルターネット・日本キリスト教婦人矯風会(韓国の挺対協と連携して事実に反する「従軍慰安婦」キャンペーンを展開した)の事務所は同一であったと指摘されている。赤石氏については、櫻井よしこ「家族壊す保守政治家」(産経新聞令和3年7月6日付参照)

http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007

(8) 裁判所と検察庁の人事交流制度のこと。日本独自の制度で、司法(判事)と行政(検事)の区別が曖昧になることから、三権分立に反するという批判がある。

https://www.sankeibiz.jp/econome/news/210616/ecc2106160600001-n1.htm

- (9) http://oyako-law.org/index.php?Parental%20Child%20Abduction
- (10) https://www.moj.go.jp/content/001318630.pdf
- (11) 西牟田靖「〔追悼スクープ特集〕 親権問題一安倍晋三、知られざる「次の挑戦」 2 安倍元首相、 布石を打ち始めていた共同親権」『SAKISIRU』 2022年8月3日、https://sakisiru.jp/32884
- (12) 同上
- (13) https://ka-ju.co.jp/column/international
- (14) 山西裕美「離別後の親権・共同養育についての日台韓比較研究一調査結果より一考察」『海外事情研究所報』第47巻、熊本学園大学、令和2年、64頁
- (15) 同「家事紛争の合意解決の促進と台湾家事事件法」『立命館法学』354号、平成26年、162-164頁
- (16) 同162-163頁
- (17) 同166頁
- (18) 一般財団法人比較法研究センター『各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書』平成 26年、238頁
- (19) 二宮周平編著『離婚事件の合意解決と家事調停の機能一韓国、台湾、日本の比較を通じて一』日本加除出版、平成30年、163-165頁
- (20) 同166-169頁
- (21) NHKテレビ報道 (7月19日) 「離婚後の子どもの養育制度見直しへ 共同親権選べる案も」
- (22) はすみとして編著『実子誘拐』(ワニプラス、令和2年)に、「国連人権理事会で『子供の連れ去り問題』を問う」と題して、藤木俊一氏が安倍元首相に提出した提案書が掲載されているので、参照されたい。

参考文献

- 1. 山西裕美『揺れる子どもの最善の利益一東アジアの共同養育』晃洋書房、令和4年
- 2. 同「離別後の親権についての日韓比較研究②一東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察一」『海外事情研究所報』第46巻、令和元年
- 3. 同・周典芳 「離別後の親権についての日台比較研究一制度の視点からの一考察一」 『社会関係研究』 第24巻第1号、平成30年
- 4. 同・周典芳「離別後の親権についての日台比較研究②一東アジアの家族主義福祉国家における調査 結果からの一考察」『社会関係研究』第24巻第2号、令和元年
- 5. 同「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考」『社会福祉研究所所報』(熊本学園大学) 46号、平成30年
- 6. 同「離別後の親権についての日韓比較研究」 同45号、平成30年
- 7. 同「離別後の親権・共同養育についての日台韓比較研究:制度面からの一考察」『社会福祉研究所報』 第48号、令和2年
- 8. 拙稿「実子誘拐・共同養育・共同親権問題に関する一考察一EU議会決議・国連への対応は以下にあるべきか一」『歴史認識問題研究』第7号、令和2年